

(様式第1号)

平成30年度 第5回 芦屋市自転車ネットワーク計画検討協議会 会議録

|         |   |             |
|---------|---|-------------|
| 日 時     | 平成30年 8月 9日 (木)   | 13:30～14:30 |
| 場 所     | 芦屋市役所 東館3階 中会議室   |             |
| 出 席 者   | 会 長 辻正彦<br>副会長 宮本博嗣<br>委員 吉田頼彦(代理) , 小倉正大, 永井正志, 北条達也, 苫田彰宏<br>谷崎美穂, 白井宏和<br>事務局 三柴哲也, 畑洋次, 西村のぞみ |             |
| 欠 席 者   | 竹井宏和, 澁谷倫子  |             |
| 事 務 局   | 道路課   |             |
| 会議の公開   | ■ 公 開   |             |
| 傍 聴 者 数 | 0人  |             |

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

1. 第4回協議会で出された課題
2. 計画(原案)に対する市民からの意見と市の考え方(案)
3. 芦屋市自転車ネットワーク計画(案)の決定
4. 今後のスケジュール

(3) その他

(4) 閉会

2 提出資料

会議次第, 芦屋市自転車ネットワーク計画(原案)

資料1 第4回協議会で出された課題

資料2 計画(原案)に対する市民からの意見と市の考え方(案)

資料3 芦屋市自転車ネットワーク計画(案)

資料4 スケジュール

3 協議経過

(事務局 畑)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第5回の芦屋市自転車ネットワーク計画検討協議会を開催させていただきます。本日はご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、会議の次第と書かれたものが1枚目にありまして、1枚めくっていただきまして資料1, 資料2, 資料3, 資料4となります。また別冊として、芦屋市自転車ネットワーク計画(原案)を配布させていただいております。皆さま、そろっておりますでしょうか。それでは、議事進行を会長へお願いしたいと思います。辻会長、よろしくお願いたします。

(社会長)

では、最後の協議会になりますので、よろしくお願ひいたします。

会議の成立と傍聴希望者について、事務局からご報告をお願ひいたします。

(事務局 畑)

報告ですが、本日、委任 11 名のうち、代理出席を含めて 9 名の方にご出席いただいております。過半数を超えておりますので、会議は成立しております。また、本日、傍聴希望者はございません。

(社会長)

ありがとうございました。会議の成立を確認しました。今回の議題につきまして、前回と同様、特段、非公開に該当するようなものはございませんので公開したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

それでは、公開とさせていただきます。次第に沿って進めていきたいと思ひます。まずは 1 番目。第 4 回協議会が出された課題について、事務局のほうからご報告をお願ひいたします。

(事務局 西村)

第 4 回協議会が出された課題ということで、資料 1 をご覧ください。前回、パブリックコメントの前に協議会へ諮った分ですけれども、意見を一ついただいております。暫定形態の整備と将来形態の整備を 5 カ年での実施を目指すという記載がありますが、50 ページと 52 ページで矛盾するというご意見をいただきまして、その表記を調整いたしました。原案のほうには反映しておりまして、こちらで将来形態であっても車道混在等、整備可能な場所であれば素早く実施することが分かるように表記を改めております。これは、表記を改めた後にパブリックコメントにかけております。資料 1 の報告は以上です。

(社会長)

ありがとうございました。この件について何かご質問とかご意見がありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。では 2 番目に進みたいと思ひます。計画に対する市民からの意見と市の考え方の案について、事務局のほうからご説明をお願ひいたします。

(事務局 西村)

自転車ネットワーク計画原案に対する市民からの意見と市の考え方の案ということで説明をさせていただきます。前回の協議会で内容を説明した原案を、6 月 23 日から 7 月 24 日までの約 1 カ月間、市民意見募集ということでパブリックコメントを行いました。このパブリックコメントの閲覧実施場所としましては、市役所の中であれば道路課の窓口と、北館 1 階の行政情報コーナー。その他に、市内の施設としてラポルテ、市民センター、図書館など、6 カ所にて閲覧場所を設けまして、市のホームページでも閲覧できるようにしておりました。この意見の提出方法としまして、窓口での持参、もしくは郵送、ファックス、E メールでの受付を行いました。これに伴い、今回は資料 2 として付けておりますけれども、提出された意見とそれに対する市の考え方については、市のホームページにおいて今後公表すると同時に、9 月 15 日号の市の広報誌においても主な内容をお知らせしていく予定になっております。

では、資料 2 の内容に入ります。3 名の方から 12 件の意見を頂戴しました。取り扱い区分と記載しておりますけれども、いただいた意見について、A として意見を反映したもの・B 実施に当たり考慮したもの・C 原案に考慮済みであるもの・D 説明や回答を行うものと区分を分類しております。12 件いただいた意見のうち、1 件が A の意見を反映。4 件が B の実施に当たり考慮。その他は D の説明・回答と致しました。

大きくカテゴリーを分けると、自転車の使用ルール、マナーに関する意見。また、路線への意見。その他の三つに分類しておりますので、ルール、マナーのところからご説明します。

意見 No. 1 ですが、現在の道路交通法の原則は、現状の交通量を勘案すれば非現実的であり、もはや自転車は原則、歩道を走行するのを前提に交通指導をするのが優れている。それに伴い、立て看板を増やし、自転車の歩道での車道寄り走行を促すべきという意見を頂きました。これに対して市の考え方としましては、歩道を走行される自転車利用者の方への安全啓発を継続して行ってまいります。交通規則については全国一律のルールであり、自転車は車両であり車道走行が大原則であるという観点に基づき、本計画を策定しておりますということで返答をしております。

次に意見 No. 2 で、歩道を走行する自転車に対して、自動車と平行に左側歩道を走行することを促す条例を作成していただきたい。これも、歩道を自転車が走行する前提でご意見を頂戴しております。これに対する回答としましては、自転車の通行方法は道路交通法に基づく交通の方法に関する教則に従い、

速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して対向する自転車を右に見ながら避けると指導しておりますので、条例の制定等は考えておりませんということで返答をしております。

意見No.3は、自転車で歩道を走行する人は、道路交通法第63条の4、第2項で義務付けられた歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。この辺りも1番の場合と同様の内容ですけれども、これに関して、違反の取り締まりに警察官の努力が必要であるというご意見を頂戴しました。これに関して、引き続き警察とも連携してルール周知、利用マナーの向上に取り組みますということで返答をしております。この3件に関しては取り扱い区分がDで、説明・回答のみの返答としております。

次に、意見No.4で、車道寄りの歩道を徐行することを強く通行者に訴えることが重要である。山手幹線にある電光掲示板をこういったPRに使えないか。また、進歩した宣伝媒体で、素早く車道寄りを走行ということを訴えられる方法を研究してほしいというご意見でした。これに関しては、ご指摘の山手幹線に設置されている電光掲示板ですけれども、これは車道を走る自動車に対して、静かに走行ですとか、そういったものをアピールするものですので、歩道を走行する自転車利用者への啓発には適さないということで返答をしております。また、効果的な啓発方法に関しては継続して考えていくということで、Bの実施に当たり考慮という区分で回答をしております。

次に、意見No.5ですが、芦屋市では自転車の左側通行が周知徹底されていない。無謀運転が非常に危険であるというご意見で、これに対しても、より一層、マナー、ルール周知に努めていきますということで返答をしております。これも実施に当たり考慮ということでBになっております。

裏面にまいります。意見No.6ですけれども、歩道走行の自転車に車道と構造的な分離のない自転車専用の通行帯や、車道混在型道路への移行を強制してはならないという意見です。これへの考え方、回答としまして、自転車専用通行帯や車道混在の路面標示は、自転車利用者と自動車のドライバーの双方に自転車は車道通行が大原則であるというルールを走行時に伝えるとともに、自転車利用者の安全性を確保する上で必要な視認性を得るものであるとしておりますけれども、自転車通行可の歩道から自転車利用者に車道走行を強制するものではありませんと返答しております。自転車通行可の歩道は今までと同様、自転車での走行は可能であるという回答になります。

次に、意見No.7で、これ以降は路線の内容になってきます。暫定形態、将来形態の2形態に実施する実施時期を分ける趣旨が知りたいということで、こちらの回答としまして、将来形態で整備するに当たり、他の計画との関連性から調整を要する場合は、当面の安全対策として暫定形態で整備するものです。将来形態については、無電柱化工事をはじめとした他の事業を実施する際に併せて整備を行いますと返答しております。これに関しては、ご理解いただきやすいように本文に説明を加えるということで、取り扱い区分がAの意見を反映という回答にしております。

次に、意見No.8で、将来形態のみの整備で推進することを希望するという意見ですけれども、市の考え方としまして、将来形態で整備するに当たり、他の計画との関連性から調整や施工等で時間を要する場合には、当面の安全対策として暫定形態で整備を行うということで、一つ上の回答と同様で返事をしております。

次に、意見No.9で、具体的な路線の内容になってきますけれども、JR北側の東西線、芦屋川から宮川間の整備区分の格上げを求めるとして意見をいただきました。こちらは幅員が狭い上、交通量が多く、車道を自転車で走るには危険で、さらには歩道も走りづらい。自家用車の通行を規制する等も含め、自転車ネットワーク路線の整備対象にするべきだという意見です。これに対しまして、ご指摘の路線上には路上駐車場があり、自転車の走行空間の確保が困難な状況です。また、山手幹線が近くなりますので、山手幹線を自転車ネットワークの補完する路線として計画しておりますということで返事を考えております。

次に、意見No.10で、芦屋川右岸線、左岸線のうち、国道43号をくぐる部分、アンダーパスの部分の整備区分の格上げを求めます。自転車どころか、歩行者すら安全が保障されない。自動車通行の規制、一方通行等によって1車線にするくらいの思い切った措置が必要であるというご意見で、当該箇所は、将来整備が望まれる路線として指定を行っております。市としても課題を認識しておりますので、自動車通行の規制も含めて、今度、検討してまいりますということで、こちらはBの実施に当たり考慮という回答にしております。

次に、意見No.11で、山手幹線と鳴尾御影線に車道上に絡んで色分けしたパターンの自転車専用レーンを作り、歩道上の既存自転車の供用を許す標示は外すべき。完全な車道への誘導を実施すべきであるということで、完全な車道への誘導というのは、自転車道の整備を行うことが必要になりますけれども

も、山手幹線、鳴尾御影線については、ネットワークを補完する路線と位置付けておりますので、自転車道の整備までは現在、考えておりません。自転車の安全走行への啓発を引き続き行いますということで返答を考えております。

最後に、意見No.12で、カテゴリーとしてはその他になりますけれども、歩道上に障害物を設置し、強制的に歩道上の車道寄りを走るようにすべきである。また、歩道上に障害物や植え込みを置くことで、自然と車道に自転車が出るのではないかというご意見で、歩道幅に限りがある中で障害物を設置することは望ましくないと考えております。本計画の実施により、自転車がより安全に車道を走行できるように取り組んでいきます。また、歩道では歩行者優先であるということを引き続き啓発してまいりますということで、こちらも実施に当たり考慮、Bということで返答を考えております。

パブリックコメントの意見に関しては以上になります。

(事務局 三柴)

補足ですが、このパブリックコメントの期間中に、市民向けに説明する機会を設けました。日時としては、7月4日水曜日の夜に1回目。2回目が7月16日。これは月曜の祝日で、午前中に行いました。広報やホームページで周知した上で説明会を行いました。1回目は参加者が5名、2回目は3名の参加でした。内容は、自転車ネットワーク計画全体の内容説明もさせていただきましたし、併せて一緒にパブリックコメントにしておりました無電柱化についても説明をしております。参加者からいただいた意見としましては、無電柱化の意見もいただきましたが、自転車に関するご意見も伺っております。ただ、ほとんどの内容がマナーに関するご意見でした。説明会に来られて質疑をされた方も、今回、パブリックコメントで意見を寄せられておりますので、内容については重複しております。併せて報告をさせていただきます。

(社会長)

ありがとうございました。では取り扱い区分がAのものが一つありますので、それをどのように計画に反映させるのかというのも先にご説明いただいて同時に議論をしたいと思います。

3番目の計画の決定についてもご説明をお願いいたします。

(事務局 西村)

資料3ですけれども、先ほどの資料2の中で意見No.7、暫定形態・将来形態の2形態に実施する実施時期を分ける趣旨が知りたいということで、それを将来形態で整備するに当たり、他の計画との関連性から調整が必要となる場合は、当面の安全対策として暫定の整備を行うというところですが、追記を行うこととしました。原案のどこに説明を加えるかということで、資料3に添付しております計画原案49ページの整備形態の検討フローの箇所にて、一番下の部分に現在は赤字で、追記をしております。現状で将来形態が整備可能な路線については、ネットワーク性を考慮しながら速やかに将来形態での整備を行う。ただし、将来形態で整備するに当たり、他の計画との関連性から、道路付属物の移設等、二重投資を防ぐために、時期の調整を要する場合は当面の安全対策として暫定形態での整備を行うとしております。自転車道の整備が必要なのか、はたまた通行帯なのか、車道混在の矢羽根なのかということを見ていくフローの中で、将来形と暫定形に分かれる理由をこちらで示せたらいいかなということでここに記載しております。以上です。

(社会長)

ありがとうございました。そうでしたら、2番と3番と合わせてご質問やご意見をお願いいたします。

関連してですが、2年前に行われた交通安全計画の会議でも、やはり同じようなルールやマナーへの意見が多く出ていました。今回少し特色のある意見としては、意見No.10番ですね。左岸、右岸の問題を言っている方がいらっしゃいます。このあたりどうでしょうか。

(苦田委員)

ここは自転車が通るのには非常に窮屈ですね。構造上、拡げるわけにもいかないとします。

(社会長)

現状としては、今後検討していくことになるでしょう。

他に何かご意見等はありませんでしょうか。ここが気になるとか、この回答はちょっと違う、ここも反映してほしい等、そういうご意見があればお願いいたします。

(白井委員)

今の 10 番のところですが、市としても課題を認識していると書いていますが、その課題というのは何なのかというのを明確にしたほうが良いと思います。

(事務局 三柴)

ここにあります右岸線・左岸線のアンダーパス部分については、将来、整備が望まれる路線とした理由も、幅員不足が大きいです。限られた空間の中で自転車をどうしても通すことができないと判断して、将来整備が望まれる路線としておりますので、そのことを分かるように表記したいと思います。

(辻会長)

アンダーパスの問題は右岸・左岸で一方通行化ができる区間みたいなものを見極めて検討していくべきではないかと思います。確かに、一方通行化したらアンダーパスのところは問題解決するのでしょうかけれども、バス路線でもありますので、課題は多い。直ちに何かするという事は難しいのが現状です。今後検討をお願いします。

(辻会長)

その他に何かご意見はありますでしょうか。では先へ進みますが、また併せてご意見を言っていただくことにしましょう。では、4の今後のスケジュールの説明をお願いいたします。

(事務局 西村)

今後のスケジュールについてです。昨年の 11 月からご協力をいただいております、今日が 8 月 9 日の第 5 回協議会になります。次の自転車ネットワーク計画に関する予定としましては、9 月 4 日に市議会に対してこの自転車ネットワーク計画を説明する予定となっております。市議会にご説明しまして、その後、公表となります。公表は 10 月頃を予定しております。市議会で指摘事項や修正等が発生した場合は、手を加える部分も発生するかとは思いますが、修正案の確認については会長と事務局へ一任いただいて、修正を行って計画の公表ということで考えております。以上です。

(辻会長)

ありがとうございました。それでは、本日予定しております議事が終わりましたので、その他、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局 畑)

本日は誠にありがとうございます。事務局から 1 点、報告事項がございます。この会議の内容は全て公開させていただきます。事務局で議事録を作成後、皆さまにもお送りしますので、内容を確認いただきまして、修正等ありましたら事務局のほうへご連絡をお願いいたします。この議事録については、市のホームページで公開いたしますので、ご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

(辻会長)

それでは、この計画に従って整備を進めてまいりますので、またご協力よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。